

公共工事等における新技術活用システム
～NETIS 登録申請支援団体に関する公募（試行）～

【 応 募 要 領 】

平成30年3月

国土交通省大臣官房

技 術 調 査 課

公 共 事 業 調 査 室

1. 概要

1) 目的

現在運用している「公共工事等における新技術活用システム」*1（以下「新技術活用システム」という。）は、多種多様な建設分野に関する技術が登録されている「新技術情報提供システム」*2（以下「NETIS」という。）をその中心とし、技術評価に重きを置いた運用が開始されてから10年以上経過したところである。

また、新技術活用システムは、公共工事等における新技術の活用検討事務の効率化や活用リスクの軽減等を図り、有用な新技術の積極的な活用を推進するための仕組みであり、新技術の積極的な活用を通じた民間事業者等による技術開発の促進、優れた技術の創出により、公共工事等の品質の確保、良質な社会資本の整備に寄与してきたところである。

今後さらなる新技術の NETIS 登録の迅速化を図るため、試行的に NETIS 登録申請支援団体を公募するものである。

- *1 国土交通省本省及び整備局等が実施する「新技術情報の収集」、「新技術情報の提供」、「新技術の活用」、「新技術の事後評価」及び「新技術の活用促進」から構成されるシステムを指す。
- *2 新技術の活用のため、新技術に関わる情報の共有及び提供を目的として、国土交通省のイントラネット及びインターネットで運用されるデータベースシステムを指す。

2) 実施内容

以下の内容を想定しているが、各団体で個別に設定するものとする。

- (1) 新技術活用システム実施要領や具体的な申請時の作業手順等の説明
- (2) 申請者が作成した申請書類原案への確認・助言・修正案の提案
- (3) 地方整備局等 NETIS 申請窓口から追加書類の要望があった場合の作成支援
- (4) その他申請に係わる相談対応等

3) 掲載期間

申請支援団体として選定された場合は、NETIS に掲載される。掲載期間は、以下のとおり予定している。

平成30年6月頃 ～ 平成31年3月29日

2. NETIS へ掲載する申請支援団体の要件

1) 応募書類の提出者に要求される資格

下記の①～④の全てを満たす者

- ① 「申請支援団体」として NETIS への掲載を希望し、別紙2利用規約に同意し履行を確約する者であること。
- ② 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ③ 国土交通省本省から指名停止を受けている期間中でないこと。
- ④ 別紙1「暴力団排除に関する誓約事項」により誓約した者であること。

2) 応募書類の提出者に対する要件

- ・国土交通分野の新技术の審査、評価に係わる業務等の実績を1件以上有すること。

3) 配置予定担当者に対する要件

- ・配置予定担当者の資格等

以下のいずれかの資格を有する者とする。外国資格を有する担当者（わが国及びWTO政府調達協定締結国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との国土交通大臣（総合政策局建設市場整備課）認定又は旧建設大臣認定（建設経済局建設市場整備課）を受けている必要がある。

- ・ 技術士（総合技術監理部門-建設）
 - ・ 技術士（建設部門）
 - ・ RCCM（建設関連部門）
 - ・ 工学博士（建設関連分野）
 - ・ 土木学会上級技術者又は土木学会1級技術者
- ・ 配置予定担当者の業務の実績等

国土交通分野の新技术の審査、評価に係わる業務等の実績を1件以上有すること。

3. 担当部局 〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3 中央合同庁舎3号館5階
国土交通省 大臣官房 技術調査課（担当：石田、土橋）
電話 03-5253-8125 ファクシミリ 03-5253-1536
電子メール：ishida-m2yk@mlit.go.jp
tsuchihashi-h96qm@mlit.go.jp

4. 応募要領の内容についての質問

- 1) 質問は、持参、郵送（書留郵便に限る）、FAX又は電子メール（着信を確認すること）によること。なお、文書には、回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを併記するものとする。

①質問の受付先：3. に同じ

②質問の受付期間：平成30年3月15日（木）～平成30年4月12日（木）

持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から18時15分まで

- 2) 質問に対する回答は、質問を受理した日から7日間（休日を含まない）以内に電送又は電子メールにより行うほか、質問者以外のすべての参加者に対して電送又は電子メールにより送付する。

5. 応募書類作成および記載上の留意事項

- 1) 応募書類作成の基本事項

応募書類は、NETIS 申請支援業務における具体的な取り組み体制等について申請を求めるものであり、成果の一部について提出を求めるものではない。本応募要領において記載された事項以外の内容を含む応募書類又はこの書面及び別添の書式に示された条件に適合しない応募書類については、申請を無効とする場合があるので注意すること。

2) 応募書類の作成方法

応募書類の様式は別添一〔様式一 1～6〕に示すとおりとする。なお、文字サイズは 10 ポイント以上とする。

3) 応募書類の内容に関する留意事項

記載内容	記載にあたっての留意事項
応募書類の提出者の経験及び能力	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通分野の新技术の審査、評価に係わる業務等の実績を有すること。 申請技術分野の実績が分かるように記載するものとする。 記載様式は様式- 2 とする。
配置予定の技術者の経歴等	<ul style="list-style-type: none"> 配置予定の担当技術者について経歴等を記載する。 記載様式は様式- 3 とする
配置予定の技術者の業務等の実績	<ul style="list-style-type: none"> 配置予定の担当技術者が過去に従事した国土交通分野の新技术の審査、評価に係わる業務等の実績について記載する。 応募書類の提出者以外が受託した業務実績を記載する場合は、当該業務を受託した企業名等を記載すること。 記載様式は様式- 4 とし、図面、写真等を引用する場合も含め、A 4 判 1 枚に記載する。
当該業務の実施体制 (業務実施体制)	<ul style="list-style-type: none"> 配置予定の担当技術者を記載する。 担当技術者は、代表技術者 1 名を含め、最大 3 名まで記載する。 応募書類の提出者以外の企業に所属する者を担当技術者とする場合には、企業名等も記載すること。 記載様式は様式- 5 とする。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 提出要請に対する意見、NETIS改善提案等があれば記載する。 記載様式は様式- 6 とし、A 4 判 1 枚以内に記載する。

4) 作成時に用いる言語等

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

5) 応募書類の無効

書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがある。

6. 利用規約の同意

1) 提出者は、遵守及び了承すべき事項等を定めた別紙 2 「利用規約」に同意し履行を確約するものとする。

2) 利用規約に同意し履行を確約した場合のみ応募書類を提出するものとする。

7. 応募書類の提出方法、提出先、提出期限

- 1) 提出方法：1部を持参、郵送（書留郵便に限る）、FAX又は電子メールによること（FAX又は電子メールの場合には着信を確認すること）。なお、電子メールで提出する場合は以下によること。これ以外の提出は無効とする。
 - ・使用可能なソフトは以下のとおりとする。
PDF ファイルに限る
 - ・ファイル総量は1メガバイト以内とすること（2つ以上のファイルは認めない）。
 - ・プリントアウト時に規定の枚数内となるように設定しておくこと。なお、送信された企画提案書のプリントアウトは白黒印刷で行う。
- 2) 提出先：3. に同じ
- 3) 提出期限：平成30年4月12日（木）

8. ヒアリング

- 1) 提出された応募書類について不明な箇所がある場合は、ヒアリングを実施することがある。書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがある。
- 2) ヒアリングの日時、留意事項等は別途通知する。
- 3) ヒアリングの説明に際しては、提出した応募書類のみを使用すること。提出した応募書類以外の資料を使用した場合、提出された応募書類は無効とする。また、ヒアリング時の追加資料は受理しない。
- 4) ヒアリングに出席しない場合は意思がないものとみなし、原則として選定しない。ただし、病気、交通機関の事故等、真にやむをえない理由で出席できないと判断される場合はこの限りではないので、該当する場合にはその旨を理由とともに書面（書式自由、ただし、A4判とする）にて提出すること。

9. NETIS 申請支援団体を選定するための評価について

NETIS 申請支援団体の選定にあたり、国土交通省は提出された資料を評価するとともに、学識経験者等からなる新技術活用システム検討会議の意見を聴取するものとする。

10. 公表について

1) 選定結果

提出者に対して選定の有無について文書で通知する。

2) 選定結果の公表

選定された者は、NETIS 上で公表する。

3) 選定通知の取り消し

選定の通知を受けた者が次のいずれかに該当することが判明した場合は、通知の全部または一部を取り消すことがある。

- ①選定の通知を受けた者が、虚偽その他の不正な手段により選定されたことが判明したとき。
- ②選定の通知を受けた者から取り消しの申請があったとき。
- ③その他、選定通知の取り消しが必要と認められたとき。

1 1. 非選定理由に関する事項

- 1) 上記10. 1) の選定されなかった通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、書面（様式は自由）を持参、郵送（書留郵便に限る）、FAX又は電子メール（着信を確認すること）により、非選定理由について説明を求めることができる。
- 2) 上記1) の回答は、書面により行う。
- 3) 非選定理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下の通りである。
 - ①受付場所：3. に同じ
 - ②受付日時：土曜日、日曜日及び休日を除く9時30分から18時15分まで

1 2. 費用負担について

応募資料の作成及び提出、ヒアリングに要する費用は、提出者の負担とする。

1 3. 関連情報を入手するための照会窓口

3. に同じ。

1 4. その他留意事項

- 1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- 2) 選定されなかった場合、提出された応募書類は当方で破棄する。また提出された応募書類はNETIS申請支援団体の選定以外の目的では提出者に無断で使用しない。なお、選定された者の応募書類を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。
- 3) 選定された者は、公募を実施した結果、NTEIS申請支援団体に適する者として選定されるに留まり、国との契約関係が生じるものではない。
- 4) 応募書類の提出後において、記載内容の変更を認めない。また、応募書類に記載した予定技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむをない理由がある場合には、同等以上の技術者であるとの国土交通省の了解を得ることを条件に変更することができる。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、応募書類の提出をもって誓約します。

記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

「利用規約」

目次

第 1 章 総則

第 2 章 本画面の利用

第 3 章 システム等の管理

第 4 章 雑則

附則

第 1 章 総則

(第 1 条) 目的

この規約は国土交通省が運営する「申請支援団体 情報提供サイト」（以下、「本サイト」という）における「申請支援団体一覧」画面（以下、「本画面」という）の利用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(第 2 条) 定義

この規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「申請支援団体」：技術開発者が NETIS への円滑な登録申請を行うために必要な支援を行うことを目的とした、一定の技術的資格を有する団体をいう。
- (2) 「掲載申請」：本画面に情報を掲載するために、申請の手続きを行うことをいう。
- (3) 「掲載情報」：掲載申請を受けて、本画面に掲載した情報をいう。
- (4) 「申請者」：本画面に情報を掲載するために、申請を行った全ての者をいう。
- (5) 「掲載者」：申請者の内、情報が掲載された者をいう。
- (6) 「閲覧者」：本画面に掲載された情報を閲覧する全ての者をいう。
- (7) 「利用者」：申請者及び閲覧者の全てをいう。
- (8) 「システム」：国土交通省のホームページを運営するためのシステム全般をいう。

(第 3 条) 適用

1. この規約は、本画面を利用する全ての利用者に適用されるものとする。
2. この規約の実施のために制定される細則、その他この規約に付随して作成された本サイト利用上の決まりは、この規約の一部を構成するものとして、利用者に適用されるものとする。
3. 国土交通省は、予告なくこの規約を改定できるものとし、改定されたこの規約の施行日以降は、本画面の利用については改定後の規約が適用されるものとする。なお国土交通省は、この規約の改定を、本サイトを通じて周知することとする。

第2章 本画面の利用

(第4条) 規約の遵守

1. 利用者は、本画面の利用に際し、事前にこの規約を熟読の上、この規約に同意して本画面を利用するものとする。
2. 本規約の同意手続きに代え、実際の掲載申請及び利用で本規約に同意したものとみなす。

(第5条) 申請者の要件と責任

1. 申請者は、日本法により設立された日本の法人であり、「申請支援団体」として本サイトへの掲載を希望し、第2条(1)に掲げる「申請支援団体」としての登録申請を行う者であること。
2. 申請者は、自己の責任と判断に基づき掲載申請するものとし、国土交通省に対し、いかなる責任も負担させないものとする。
3. 申請者は、国土交通省が申請内容に疑義を申し出た場合は、速やかにその説明に応じ、国土交通省が求める書類等を提出するものとする。

(第6条) 掲載者の責任

1. 掲載者は、本画面に掲載された情報について常に確認し、事実と異なる場合は、国土交通省に対し速やかに修正依頼を行うものとする。
2. 掲載者は、本画面に掲載された情報に関する問合せに対し、速やかに対応するものとする。
3. 掲載者は、問題発生時には関係者と協力し、速やかな原因究明と問題解決に努め、その情報を国土交通省に提供すること。
4. 問題発生時の原因究明や問題解決を怠った場合、掲載情報を削除すると共にそのことを掲載し、公表することに同意すること。
5. 掲載者は、掲載情報に起因する損害が発生しても、国土交通省に対しいかなる責任も負担させないものとする。

(第7条) 閲覧者の責任

1. 閲覧者は、自己の責任と判断に基づき情報を閲覧するものとし、掲載情報の正誤に関わらず、国土交通省に対しいかなる責任も負担させないものとする。
2. 閲覧者は、掲載情報に対し質問がある場合などは、自らの責任で掲載者に対し問い合わせ、解決を図ること。
3. 閲覧者は、掲載情報に起因する損害に対し、国土交通省に対しいかなる責任も負担させないものとする。

(第8条) 本システムの利用可能時間

1. 本システムは、原則として24時間365日利用可能とする。ただし、上記時間内であっても、機器メンテナンス等により閲覧者に予告なく本システムの利用を停止する場合がある。
2. 申請者が国土交通省に対し行った掲載申請の確認に係る事務処理は、国土交通省における担当者の執務時間に行うものとする。

(第9条) 利用の停止又は制限

1. 国土交通省は、その理由に関わらず、事前に通知することなく、本サイトの利用を停止又は制限することができる。
2. 国土交通省は、掲載者の同意を得ることなく、掲載情報の修正又は掲載を中止することができる。

第3章 システム等の管理

(第10条) 設備等

利用者は、本サイトを利用するために必要な全ての機器（ソフトウェア及び通信手段に係るものを含む）を自己の負担において準備するものとする。その際、必要な手続きは利用者が自己の責任と費用で行うものとする。

(第11条) 本サイトの保証等

1. 国土交通省は、本画面による情報提供の遅延、中断又は停止が発生しても、その結果、利用者又は他の第三者が被った損害について、一切の責任を負わないものとする。
2. 国土交通省は、掲載情報の修正又は停止の遅延が発生しても、その結果、利用者又は他の第三者が被った損害について、一切の責任を負わないものとする。
3. 国土交通省は、掲載情報の真偽について確認を行わないものとし、その結果、利用者又は他の第三者が被った損害について、一切の責任を負わないものとする。

(第12条) 申請書類

1. 申請書は国土交通省において掲載期間中は保存し、掲載終了後は廃棄するものとする。

第4章 雑則

(第13条) 合意管轄裁判所

本サイトの利用に関連して国土交通省と利用者との間に生ずる全ての訴訟については、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所と定める。

附則

この規約は、平成30年3月15日から施行する。